

# 飛騨市新型コロナウイルス感染症緊急対策 (第4弾)

飛騨市では、新型コロナウイルス感染拡大により市内経済に大変な影響が生じ、市民の生活に様々な影響が出ていることから、市民の皆様や事業者の皆様を応援するため、第4弾目となる緊急支援を取りまとめました。

## 1. 概要

- I** <sup>Point!</sup> 急激な市民生活の変化に対する支援
- II** <sup>Point!</sup> 離職・休業等に対応する緊急雇用対策
- III** 事業者等への強力な資金繰りの支援
- IV** 不屈の精神で立ち上がる事業者への支援
- V** インターネット等を活用した販売促進
- VI** 市内需要喚起による飲食・宿泊業等への支援
- VII** 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化

### 【第4弾のポイント】

- 市民生活支援と雇用創出に重点をおいた **12点**の追加対策
- 総額約 1.3 億円の予算措置（専決処分）
- 市独自の返済免除付生活資金貸付制度に **5,000 万円**
- 様々な形態の緊急雇用対策に **4,300 万円**

## 2. 背景

市では、新型コロナウイルス感染症の流行による市民生活や経済活動への影響について、市民の皆様へのきめ細かな情報発信や感染対策の啓発、学校休業に伴う生活支援等を丁寧に実施した上で、経済的に緊急度の高い宿泊事業者や飲食店の売り上げ確保、業態転換に伴う支援、生活資金の貸付など第1弾から第3弾の経済対策を実施してきました。

しかし、経済への影響は、宿泊事業者や飲食店に留まらず、製造業、小売事業者、卸売事業者にも広がり、現場の厳しさは日に日に増している状況です。

こうした中、市では、日々様々な生活相談を受け付け、更に各業種について毎週の経営状況等を定点ヒアリングしてきましたが、4月7日の政府からの緊急事態宣言、4月10日の岐阜県からの非常事態宣言による人の往来の減少と経済活動の急激な冷え込みから、雇止め等により生活が苦しくなられた方の相談が急激に増加し、これまで以上に緊急的な対策を講じる必要が生じてきました。

今回の**緊急対策第4弾**では、離職や休業、時短営業等により影響を受けた方々の雇用と生活資金の貸付の両面から強力に支援する施策に重点を置き、合わせて市民の感染時の不安を取り除くための施策、これまでの飲食店や宿泊事業者に続き小売店舗への販売促進施策など、総額約 **1.3 億円、12 点**の追加施策を取りまとめました。

なお、これらの実施にあたっては市民生活への影響が非常に大きく、早期の対応が必要であることから専決処分により対応し、不足分については5月に開会予定の臨時議会において上程するとともに、今後も市内情勢を迅速に把握し、更なる対策の検討を行っていきます。

## 3. 支援・対策内容

### I 急激な市民生活の変化に対する支援

#### ① **【拡充】“返済免除付き”生活支援資金貸付制度**

(対策第2弾)

(予算：3月補正対応済 2,200 千円に **4/23 専決処分 50,000 千円を追加**)

収入減少により、生活に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を最大 30 万円無利子で貸し付ける制度について、**返済免除要件を中心に貸付要件を大幅に緩和、拡充**します。

#### ② **【拡充】住宅確保給付金（国制度）への対応**

(予算：**4/23 専決処分 525 千円**)

離職・廃業等により住宅を失う恐れが生じている方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額の支給を行う住宅確保給付金（国制度）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響のための休業等に伴う収入減少となった方も給付を受けられるよう対象範囲が拡大されました。

|                                                                                                                                |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ③ 市税等の猶予要件の緩和                                                                                                                  | (対策第3弾) |
| 収入の減少により一時に市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税等）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、下水道等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金を納められない事業者等に対する納付の猶予要件を緩和します。 |         |
| ④ 子どもの居場所づくり事業の拡充（終了）                                                                                                          | (対策第1弾) |
| 学校休業に伴う給食の代替支援として、子どもに食事の提供を行う団体、事業者によるその事業に係る費用の一部を助成するため、補助額を1食あたり300円から500円に拡充し令和2年3月9日から4月3日まで「子ども食堂」を実施しました。              |         |

## Ⅱ 離職・休業等に対応する緊急雇用対策

|                                                                                                                                                                                                       |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ⑤ <b>【新規】市の直接雇用による緊急雇用創出</b>                                                                                                                                                                          |           |
| (予算：4/23 専決処分 21,247 千円)<br>コロナショックにより離職等を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、 <u>市の非常勤職員（会計年度任用職員）として計 20 人</u> を採用する緊急雇用対策事業を実施します。                                                                                |           |
| ⑥ <b>【新規】みんなで仕事づくり応援パッケージ</b>                                                                                                                                                                         |           |
| (予算：4/23 専決処分 22,000 千円)<br>コロナショックにより離職や休業を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、 <u>市内事業者等が離職者等を臨時的に雇用された場合、1 時間あたり 880 円の人件費を支援</u> するとともに、市民の皆さんから仕事づくりのアイデアを広く募集し、 <u>市から委託事業として人件費に上乗せして最大 50 万円の事業費を支援</u> します。 |           |
| ⑦ 飛騨市雇用調整支援金                                                                                                                                                                                          | (対策第 2 弾) |
| 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に社員に対して休業等を取得させ、支払った休業手当・賃金等に公共職業安定所の雇用調整助成金を活用した場合に市は企業の自己負担分を全額補助します。                                                                                                        |           |

## Ⅲ 事業者等への強力な資金繰りの支援

|                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ <b>【新規】</b> 畜産・酪農農家向け利子補給制度の創設                                                                                                                                        |
| (予算：4/23 専決処分 2,600 千円)<br>市内の肥育農家、繁殖農家、酪農農家が今後も安定して事業継続してもらえるよう、農業経営改善に係る融資を受けた <u>農家の資金融資に対し3年間全額利子補給</u> する制度を新たに創設するとともに、これまで市が実施していた <u>牛導入基金の償還について1年間猶予</u> します。 |

|                                                                                                                                                                |           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ⑨ 飛騨市中小企業経営安定資金融資制度                                                                                                                                            | (対策第 1 弾) |
| 経営を圧迫されている個人・法人の経営安定を目的として、中小企業経営安定資金融資制度の対象要件に「新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した事業者」を追加するとともに、信用保証料 1 / 2 補給の特例をします。                                                 |           |
| ⑩ 飛騨市コロナウイルス対策特別融資制度                                                                                                                                           | (対策第 3 弾) |
| 経営を圧迫されている個人・法人の経営安定や、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業にチャレンジする事業者の支援を目的に、利子（3 年間）、信用保証料の全額を市が補給する特別融資を創設し、市、金融機関、商工団体が連携して対応します。                                          |           |
| ⑪ 「返済ゆったり資金」に対する利子補給制度                                                                                                                                         | (対策第 3 弾) |
| 新規借入が必要となった事業者の方が、岐阜県制度融資「返済ゆったり資金」を利用された場合に、支払利子の一部を補給することにより資金繰りの円滑化を図ります。<br>※ 「返済ゆったり資金」は既存の県制度融資の借入と 1 本化して追加融資を実行する制度で、新規に借り入れるより月々の約定返済額の増加を抑えることが可能です。 |           |
| ⑫ 「新型コロナウイルス感染症対策資金」「危機関連対応資金」に対する保証料補給制度                                                                                                                      | (対策第 3 弾) |
| 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に、同ウイルス対応の県制度融資について、保証料を全額補給し事業者の資金繰りを支援します。                                                                         |           |

## Ⅳ 不屈の精神で立ち上がる事業者への支援

|                                                                                                                                                                                    |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ⑬ <b>【新規】ステイホーム支援サービス緊急推進補助制度の創設</b>                                                                                                                                               |           |
| <b>(予算：4/23 専決処分 20,000 千円)</b>                                                                                                                                                    |           |
| 緊急事態宣言による「STAY HOME」を推進し市民の外出自粛生活を支援するため、自社の飲食物・商品の配達やサービスを訪問提供する事業者の <u>配達等に対し 1 日 3,000 円を定額補助</u> する制度を新たに創設します。事業者の事前登録制とし、令和 2 年 4 月 27 日から受付開始し、6 月 30 日まで実施します。             |           |
| ⑭ インターネット環境整備事業の補助額拡大                                                                                                                                                              | (対策第 2 弾) |
| ネットショップ開設・出店を検討する事業者に対し、飛騨市商工業活性化包括支援事業のインターネット環境整備事業補助金について、上限額を 50 万円に拡充するとともに下限額 5 万円を撤廃します。                                                                                    |           |
| ⑮ 飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度                                                                                                                                                         | (対策第 3 弾) |
| 売上げが減少している小規模事業者等が行うテイクアウトや出前等を始めるための備品や消耗品の購入、看板や案内表示の製作、リーフレット・チラシ等の印刷や宣伝など、さまざまな誘客活動の取り組みに対し、最大 20 万円を補助し、コロナショックによる経済の停滞に対する事業者の企業努力を後押しします。期間は令和 2 年 4 月 15 日から 6 月 30 日までです。 |           |

|                                                                                                                                                          |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ⑯ 飛騨市起業化促進補助制度の補助率拡大                                                                                                                                     | (対策第3弾) |
| 飛騨市を拠点とし、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業などを起業しようとする方を支援する制度について、補助率を 1/5 以内から 2/3 以内に拡大し、新たな事業へのチャレンジを支援します。期間は令和2年4月15日から令和3年3月31日までです。                           |         |
| ⑰ 飛騨市店舗リニューアル補助制度の補助率拡大                                                                                                                                  | (対策第3弾) |
| 新型コロナウイルス対策を踏まえた新たなビジネスに向けた取り組みを支援するため、店舗等のリニューアルに対する補助制度の補助率を 1/3 以内から 1/2 以内に拡大し、店舗の魅力アップや新型コロナウイルス対策のための改装、他業種への転換等を支援します。期間は令和2年4月15日～令和3年3月31日までです。 |         |

## V インターネット等を活用した販売促進

⑱

【新規】おうちで飛騨市満喫キャンペーンの開催

(予算：4/23 専決処分 5,058 千円)

売上が減少している市内事業者の売上向上と飛騨市ファンの拡大を目指し、令和2年5月1日からの1ヶ月間、市産品の通信販売にかかる送料を1件あたり最大 1,000 円まで市が負担する期間限定の販売促進キャンペーンを実施します。

⑲

【新規】飛騨市に來られないご家族・ご友人に飛騨から愛を贈ろうキャンペーンの開催

(予算：既決予算)

仕事や学業で市外に住むご家族や親類の皆様が、ゴールデンウィークの帰省を自粛され、飛騨市に帰ってこられなくても飛騨市を感じてもらえるよう、市民がご家族に特産品詰め合わせを贈るキャンペーンを、飛騨市と飛騨市観光協会の連携により実施します。ゴールデンウィーク前の令和2年4月30日から順次発送し、送料、箱代を全額支援します。

⑳

「飛騨市の酪農家を守ろう」キャンペーン（終了）

(対策第1弾)

学校休業に伴い行き場のなくなった牛乳の消費拡大を図るため、市職員や市民・事業所の皆様に購入を呼び掛けるキャンペーンを行いました。この取り組みに市内はもとより全国の皆様からご協力をいただき、生乳についてはほぼ解消の目途が立ちました。

㉑

飛騨市物産展 on Web キャンペーン（終了）

(対策第2弾)

観光物産展での売上減少や全国各地で予定されていた催事中止の状況を受けて、インターネット環境の整っている小売業者を対象としたウェブキャンペーンを実施し、目標額を大きく上回り達成しました。

(1) ふるさと納税ページ上での『なくなった物産展をウェブ上で楽しめ、飛騨市を応援できるキャンペーン』

(2) 飛騨市観光協会や飛騨信用組合と連携し、クラウドファンディングページ上での『物産展を実施できなかったため、ウェブ上で楽しんでいただきご自宅にお届けしますキャンペーン』



## VI 市内需要喚起による飲食・宿泊業等への支援

### ②② 【拡充】飛騨市プレミアム食事券発行事業の用途拡大 (対策第2弾)

(予算：3月補正対応済 23,500 千円)

イベントや宴会等の自粛を受け、売り上げが急減している飲食店業界を対象としたプレミアム率 20% のプレミアム食事券について、各店舗が独自に発行する“予約”食事券等の購入を可能とするよう用途を拡大します。期間は令和2年4月10日～6月30日までです。

### ②③ 【改革】飛騨市まるごと“テイクアウト”職員食堂キャンペーン (対策第1弾)

(予算：ゼロ予算)

地域消費への一助、職員のメンタルヘルス対策を目的として、飛騨市職員親睦会から提案をいただき、市職員が市内飲食店で昼食を取るなどを積極的に行うキャンペーンを開始しました。今後は、テイクアウトや仕出し弁当・出前を推奨する「飛騨市まるごと“テイクアウト”職員食堂キャンペーン」へ改革し実施します。

### ②④ 飛騨市宿泊事業者緊急対策事業 (対策第2弾)

飛騨市民または飛騨市民を代表とした複数人が市内宿泊施設に宿泊した場合に、宿泊施設に対して3,000～5,000円補助します。期間は令和2年3月16日～6月30日までです。

※ 4/22 現在は飛騨市民のみを対象に限定しています。

## VII 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化

### ②⑤ 【新規】市内事業者との連携による建物消毒体制の強化

(予算：事案発生時に予備費で対応)

全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、市内において万が一感染が発生した際、速やかな消毒対応を行えるよう市内事業者との連携により、感染者の消毒作業費用に対し個人は 2/3、事業者は 1/2 を支援することで、感染の拡大を防ぎます。

### ②⑥ 【新規】飛騨市役所フリーアドレス化による3密対策の強化

(予算：4/23 専決処分 4,000 千円)

飛騨市役所内でのまん延防止を図るため、空いている会議室等を活用し Wi-Fi を整備するなどフリーアドレス対応が可能な環境を整備し、執務中の密集・密接を回避します。

## 4. 次の対策

市では、先般政府から発表された「特別定額給付金（仮称）」による国民一人あたり10万円の定額給付について、市民の皆様へ速やかにお届けできるよう市役所企画部内に「特別定額給付金室」を設置し対応を強化します。

市民の皆様には国からの給付をしっかり受けていただいたあとで、市内の経済循環のために使っていただけるよう、給付金の給付時期に合わせて下記の施策を現在検討しており、5月1日に臨時議会を招集し予算を上程したいと考えています。

- 過去最大となる10億円規模の飛騨市プレミアム商品券の発行
- 子育て世帯はプレミアム率を引き上げるなどの手厚い支援
- 市内建設業者を利用した住宅リフォーム補助制度の大幅拡大 など

※ 本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、都度延長等を検討していきます。

### <担当課>

企画部 総合政策課 （担当）土田

TEL：0577-73-6558（直通）

政策  
I

急激な市民生活の変化に対する支援

“返済免除付き”生活支援資金貸付制度

(予算額：50,000千円)

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、返済免除要件を中心とした貸付要件の大幅な緩和や拡充を行い、「返済免除付き飛騨市生活支援資金貸付制度」として真に生活に困ってる市民が安心して迅速に借りられる貸付制度に見直します。

●制度の概要

- 対象者 令和元年 11・12 月の通常の月額収入の平均額に対し、直近の月額収入が2/3以下に減少した方（同一世帯内で複数人の貸付も可）
- 貸し付け額 **「最大 30 万円（一括可）を 3 ヶ月以内に貸付」に緩和**  
（これまでは「月額 10 万円以内を 3 か月まで」）
- 借入・返済 連帯保証人不要、無利子、償還期間 5 年以内（初回借入日から 1 年以内据置）
- 対象期間 令和 2 年 3 月 2 5 日から随時受付しており、終期は新型コロナウイルス感染症による市民生活の影響を勘案し判断します。

●新たな要件の緩和等

① 返済免除要件を新たに追加し緩和

- 返済免除要件  
（1）当初借入日以降 4 か月目の借入者の収入月額（公的な給付金・借入金等は含めない）が、貸付対象要件に合致しており、**世帯全体の収入が基準額に満たない場合**  
【基準額】  
世帯主の月間収入を市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額  
単身世帯：10 万円、2 人世帯：15 万円、3 人世帯：20 万円、4 人世帯：25 万円  
以降世帯員数につき 5 万円ずつ加算  
ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で 1 名分の借入分のみ免除対象とする。

新たに  
追加

《借入例》

| ～5/9                                      | 5/10                         | 7/15               | 8/2                | 8/9 | 8/10～9/9                                                  | 9/10～             |   | 翌年 5/10                  |
|-------------------------------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------|-------------------|---|--------------------------|
| 月の収入額が<br>R1.11・12 月時<br>より 2/3 以下に減<br>少 | 借入可能期間 3 か月間                 |                    |                    |     | この 1 ヶ月間における<br>収入で返済免除要件<br>に該当するか判断                     | 要件該当<br>で返済免<br>除 | ～ | 返 済 免 除<br>がなければ<br>返済開始 |
|                                           | 初回<br>借入<br>20 万円            | 2 回目<br>借入<br>5 万円 | 3 回目<br>借入<br>5 万円 |     |                                                           |                   |   |                          |
|                                           | この 30 万円の返済据置期間（5/10～翌年 5/9） |                    |                    |     |                                                           |                   |   |                          |
|                                           |                              |                    |                    |     | 8/10～11/9 の 3 か月の間<br>貸付要件該当で再借入申込可能<br>※初回借入日より 1 年間返済据置 |                   |   | 返済免除<br>はなし              |

- （2）「返済開始時に、市の家計支援や就労支援を受けて計画的に自立を目指す場合で、市が自立や生活再建のために返済免除が必要と判断した場合」



② **再借入の導入**

当初借入日から4か月目入った時点以降3月以内で、なおも本制度の貸付条件に合致している状況の場合は、再度の借入を可能にします。

※ この再貸付は、今回追加の返済免除要件は適用しません。

③ **他制度との併用可能**

他の公的資金の借入や国等からの給付等との併用を可能にします。

※ 県の生活福祉資金貸付（市社協で同様に受付）も条件が合えば、さらに借入可能

・緊急小口資金(10万円 or 20万円（4人以上世帯、子の世話、要介護者の介護等）

・総合支援資金(失業者向け 3ヶ月間、月20万円以内、市の自立支援を受ける必要有)

※ 国の国民1人一律10万円給付は、収入減少確認に際し、収入額としては算入しません。

④ **返済据置期間の延長**

据置期間を「最終借入日から6ヶ月」としていたものを「初回借入日から1年以内」に延長します。

⑤ **延滞利子の廃止**

返済期限までに返済できない場合の延滞利子を廃止します。

|                                  |
|----------------------------------|
| 【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
|----------------------------------|

政策  
I

急激な市民生活の変化に対する支援

## 住宅確保給付金（国制度）への対応

（予算額：525千円）

離職・廃業等により住宅を失う恐れが生じている方に対し、所要の求職活動等を要件に、家賃相当額の支給を行う住宅確保給付金（国制度）について、離職等まではしていなくても今般の新型コロナウイルス感染症の影響のための休業等に伴う収入減少となった方も給付を受けられるよう対象範囲が拡大されました。

## ●制度の概要

## 1. 対象者

## （1）支給対象

世帯の主たる生計維持者であって以下のどちらかに当てはまる方

- ① 離職・廃業後2年以内の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で休業等により収入が減少し、離職や廃業はしていないが、同程度の状況にある方

## （2）支給要件

世帯全体の預貯金額 及び 申請する月の世帯収入合計額（公的給付等含む）が次の額以下の方

|                                                                                                                                                             | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯      | 5人世帯      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 預貯金額                                                                                                                                                        | 468,000 | 690,000 | 840,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 収入月額                                                                                                                                                        | 107,000 | 150,000 | 177,700 | 212,700   | 246,700   |
| ※下表の支給上限額より安価な家賃の住居にお住まいの方は、本表の収入月額は、その差額分を控除した額となります。<br>※ハローワークに求職申し込みをし、市の自立支援相談を毎月4回以上受けながら求職活動を行うこと<br>※職業訓練給付金や類似の公的給付を世帯員の誰も受けていないこと。また、暴力団関係者でないこと。 |         |         |         |           |           |

## 2. 支給額

|       | 1人世帯   | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支給上限額 | 29,000 | 35,000 | 37,700 | 37,700 | 37,700 |

## 3. 支給期間

3か月間支給（一定条件により3か月間の延長及び再延長ができる場合があります。）

※大家等へ市が代理納付することにより支給します。

## ●実施方法

地域包括ケア課で相談を受け付け、対象者に該当する方に住宅確保給付金の支給と求職活動の支援を行います。市社会福祉協議会で行っている生活支援資金貸付の相談と合わせ、市と市社会福祉協議会で情報の連携を密にし、対象となる方について手続きにつながる形で実施していきます。

【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233

## 政策

## 離職・休業等に対応する緊急雇用対策

## Ⅱ

## 市直接雇用による緊急雇用創出（予算額：21,247千円）

コロナショックにより離職や休業を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、市の非常勤職員（会計年度任用職員）として採用する緊急雇用対策事業を実施します。

## ●制度の概要

## ○ 非常勤職員（会計年度任用職員）の採用

コロナショックにより離職等を余儀なくされた方を臨時的に非常勤職員（会計年度任用職員）として採用します。

## ●業務例

- ・ ごみ処理等の衛生施設での清掃作業
- ・ 市役所でのデータ入力作業
- ・ 道路パトロール・市有施設の草刈り作業
- ・ 発掘出土品整理作業
- ・ コロナショックによる融資・各種補助金等事務及び相談対応      ほか

●採用人数      **20人**

●勤務条件      1日7時間勤務で5月中旬～3年3月末まで（職種により2～11カ月）

## ●実施方法

## ○ 申込及び受付等

## ① 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、廃業又は離職、売上減少又は休業要請、勤務日又は勤務時間短縮等がなされ生活に支障を受けている方。

## ② 申込及び受付

選考申込書に必要事項を記載し、市役所総務課へ提出又は郵送  
（郵送による場合は、締切日の消印有効）

●郵 送 先      〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

●受 付 期 間      令和2年4月24日（金）～5月7日（木）      8:30～17:15

●面接予定日      令和2年5月11日（月）を予定

－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合先】 飛騨市役所 総務課 0577-73-7461

政策  
Ⅱ

離職・休業等に対応する緊急雇用対策

## みんなで仕事づくり応援パッケージ（その①）

－新たな雇用をつくる－

（予算額：22,000千円の内数）

コロナショックにより離職や休業を余儀なくされた市民を雇用した市内事業者等について、**市が新規雇用者の人件費相当額（時給880円）を負担**します。

### ●制度の概要

#### 新たな雇用をつくる（人件費の公費負担）

コロナショックにより離職等を余儀なくされた方を臨時的に雇用した市内事業者等に対し、人件費に相当する額（880円＝市会計年度任用職員の賃金水準）を市が負担することで、新たな雇用が生まれやすい環境を整備します。

### ●実施方法

#### ○市民雇用奨励金

コロナ離職者を雇用した市内事業所等に対し、市民雇用奨励金（人件費相当）を交付します。

（交付要件）

- ・令和2年4～6月にかけ、週10時間・1ヶ月以上の条件でコロナ離職者等を新たに雇用した場合

（交付方法）

- ・初月分の勤務予定時間数に応じ、概算払いとして速やかに交付します（概算払い以降は精算方式とします）。

（雇用期間）

- ・令和3年3月末まで



－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合せ先】 飛騨市役所 総合政策課 0577-73-6558

政策  
Ⅱ

離職・休業等に対応する緊急雇用対策

## みんなで仕事づくり応援パッケージ（その②）

－新たな仕事をつくる－

（予算額：22,000千円の内数）

コロナショックの影響を受けている方が働ける場所を確保するため、市内事業者等から**仕事づくりの提案を募集し、市からの委託業務(人件費+10万円～)として発注**します。

### ●制度の概要

#### 新たな仕事をつくる（市民提案による事業創出）

コロナ離職者等に臨時的に働いていただくための仕事づくりのアイデアを市内事業者等から広く募集し、そのまま市からの雇用創出業務委託として発注することで、小規模でもバリエーション豊かな仕事を創出し、労働・雇用環境の確保と地域経済の循環を促します。

##### ① 体力がある事業者が雇用を支える（雇用創出型）

比較的コロナショックの影響が少ない事業者等が雇用の受け皿となり、新たな分野へのチャレンジや既存事業の充実などの仕事創出に取り組む場合、事業運営費として1事業あたり定額10万円に時給880円相当の人件費分を加えた額を業務委託として発注します（事業期間は最長令和2年度末まで）。

##### ② 自ら仕事を創り、自らが働く（事業継続支援型）

店舗の休業や時間短縮等により本業に制約を受けている個人事業主について、ご自身やご家族等を労働力として、本業の再開を見据えた研究や制約下でもできる代替業務に取り組む場合、定額10万円に時給880円相当の人件費分を加えた額を業務委託として発注します。なお、事業期間及び労働時間数は、提案の内容に応じて決定します（事業期間は最長3ヶ月間）。

##### ③ みんなが助かる仕事を生み出す（インセンティブ加算）

上記①②の事業が、市が重点的に取り組んでいる政策の推進に資する場合、雇用創出効果が高いと認められる場合などは、優秀な提案に対するインセンティブとして最大40万円を業務委託料に上乘せします。

### ●実施方法

新規雇用者等（既存の個人事業主・家族従業者を含む）を活用した事業（仕事）の提案を5月上旬から募集し、市からの委託業務として随時提案者に事業を発注します。また、特に効果的と認められる提案については、インセンティブ分として委託金額の引き上げを行います。

雇用・事業創出にあたり、経営・労務などのお悩みを無料で専門家に電話相談できる窓口を開設します。また、市の特産品を活用した商品開発等を行う場合、食材・資材のサンプルを無償提供します。

－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合せ先】 飛騨市役所 総合政策課 0577-73-6558

# みんなのアイデアでふるさとに仕事を創り出そう

## — みんなで仕事づくり —

コロナショックの影響により、飛騨市内においても、離職や休業、労働時間の短縮等を迫られ、日々の生活に大きく影響を受けている方が発生しています。

私たちが新型コロナウイルスの脅威に打ち勝った時、これまでと何も変わらない「ふるさと飛騨市」がそこにあるように、市民の雇用と暮らしを守る仕事づくりのアイデアを市内の皆さんから広く募集します。

### ○たとえば、こんなアイデア。

#### 観光サービス業（通常営業中）

外出自粛でデリバリーの需要が増えているけど、どこのお店も配達する人の確保が難しそうだ。コロナが収束しても、高齢者が多い地域だし、宅配のニーズは残るだろう。ピンチはチャンスだ。地域に貢献できる新しいビジネスとして、市内のお店とお宅をつなぐ宅配代行サービスを始めよう。



- ・仕事づくり（委託料）：人件費分（880円×4h×5日×8週間×5名）＝704千円
- + 雇用創出型＝100千円 + インセンティブ分（雇用創出効果・先進性）＝300千円
- 合計支援額：1,104千円

#### 小売店（通常営業中）

お客さんの出入りも多いし、こまめにカゴや陳列棚の消毒をするのも大変だ。市が人件費を負担してくれるならパートさんを雇ってみようかな。そう、どうせならごみのリサイクル分別や倉庫の整理とか、これまで時間があるときにしかできなかった作業もお願いしよう。



- ・仕事づくり（委託料）：人件費分（880円×6h×5日×8週間×1名）＝211.2千円
- + 雇用創出型＝100千円 + インセンティブ分（リサイクルの推進）＝100千円
- 合計支援額：411.2千円

#### 居酒屋（時短営業中）

うちは常連さんメインでやってきたけど、高齢の方も多し、通常営業に戻ってもしばらくは自粛されるかも。何かご新規さんの興味を引くネタはないかな。そういえば市で飛騨地鶏を扱ってほしいとか言ってたな。よし、今月中にうちでしか出せないオリジナル料理を開発してみようか。



- ・仕事づくり（委託料）：人件費（880円×6h×5日×4週間×1名）＝105.6千円
- + 事業継続支援型＝100千円 + インセンティブ分（特産品商品化）＝100千円
- ・材料の支給（市費）：商品開発に必要な量の食材を無償提供
- 合計支援額：305.6千円

上記はあくまでも一例です。皆さんのアイデア次第で活用の幅は大きく広がります。

こんな仕事だったら自社の経営向上や地域貢献につながる、人手があるならこんなことをしてみたいなど、そこに新しい仕事が生まれて、そこで働ける人がいて、誰にも迷惑がかからないものなら何でもOKです。



政策  
Ⅲ

事業者等への強力な資金繰りの支援

## 畜産・酪農農家向け利子補給制度の創設

(予算額：2,600千円)

市内の肥育農家、繁殖農家、酪農農家が今後も安定して事業継続してもらえるよう農業経営改善に係る融資を受けた農家の資金融資に対する利子補給制度を新たに創設するとともに、これまで市が実施していた牛導入基金の償還について一定期間猶予します。

## ●制度の概要

## 1. 資金融資に対する利子補給制度の創設

肥育素牛の価格が高い時期に導入した子牛を枝肉相場が下がった時期に販売することになり、収入が大きく減少し、事業継続を図るために資金融資を受ける事業者が増えており、また既往の融資の返済が大きな負担となっている状況をふまえ、これら融資の利子補給を行うことで畜産農家の事業継続を支援します。

## 2. 牛の導入基金の償還猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、畜産農家および酪農農家において経営が悪化した農家に対し、これまでに牛の導入に活用した基金の償還を一定期間猶予することで、今後の事業継続を支援します。

## ●支援の内容

## 1. 資金融資に対する利子補給

- 対象者
  - ・市内に住所を有する畜産農家または酪農農家
  - ・市税等を滞納していないもの
  - ・日本政策金融公庫が実施する農業制度資金及び民間金融機関から特定の融資要綱に基づき農業資金の融資を受けたもの
- 助成内容 融資実行日から **3年間、資金融資に対し全額利子補給**
  - ※ 既往融資の返済については、令和2年4月1日から
- 対象融資
  - ・令和2年4月1日から令和2年6月30日の間に実行を受けた融資
  - ・令和2年3月31日以前に実行を受け、返済期間途中の融資

## 2. 牛の導入基金の償還猶予

- 対象者
  - ・市内に住所を有する畜産農家または酪農農家
  - ・市税等を滞納していないもの
  - ・牛の導入に係る基金貸付を受けたもの
- 支援内容 **牛の導入基金の償還を1年間猶予**
- 対象基金
  - ・飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金
  - ・飛騨市乳用牛導入基金

【問合先】 飛騨市役所 畜産振興課 0577-73-0152

政策  
IV

不屈の精神で立ち上がる事業者への支援

## ステイホーム支援サービス緊急推進補助制度の創設

(予算額：20,000千円)

緊急事態宣言による「STAY HOME」を推進し市民の外出自粛を支援するため、自社の飲食物・商品の配達やサービスを訪問提供する事業者の配達等に対して、1日3,000円を補助する制度を新たに創設します。

## ●制度の概要

## ○ 飛騨市新型コロナウイルス対応ステイホーム緊急推進事業（配達事業への支援）

コロナウイルス感染拡大への対応として自宅での自粛（ステイホーム）をしている市民に対し、自社の飲食物・商品の配達やサービスの訪問提供をすることで市民の利便を図りながら、積極的に新たな事業展開への道筋を見出そうとする事業者に対しその人件費の一部を支援します。

- 対象者 市内事業者（営業活動等は除きます）
- 対象事業 自宅自粛の中で生活に必要な商品やサービスを配達する事業  
（自社で取り扱う飲食物・商品・サービスに限る）
- 補助額 1事業所につき3,000円/日
- 実施期間 令和2年4月29日（水・祝）～6月30日（火）

## ●実施方法

事業者登録制とするため事前に市に申請いただく必要があります。

- 申請期間 令和2年4月27日（月）～
- 注意事項 申請される事業が自社事業の関係法令に抵触しないかの確認が必要です。  
（例） ・ 弁当等配達時の保健所の許可や届出  
・ 食肉やアルコール等の販売許可 など
- 周知方法 登録いただいた事業者は、市HPなどで周知をおこないます。

## ○たとえば、こんなアイデア。



## 雑貨店（通常営業中）

今まではお客さんの出入りが多かったのに、みんな自粛で誰もお客さんが来ない。市が配達のお金を負担してくれるならお客さんから頼まれた商品を直接家まで届けばいいんだ！それなら自分の車で出来るし、何か許可を取る必要もないよな。

○ 5月 延べ21日配達した。⇒ 3,000円×21日＝63千円

○ 6月 延べ25日配達した。⇒ 3,000円×25日＝75千円

合計支援額：138千円

－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

政策  
V

インターネット等を活用した販売促進

## おうちで飛騨市満喫キャンペーンの開催

(予算額：5,058千円)

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、売上が減少している市内事業者の売上向上と飛騨市ファンの拡大を目指し、令和2年5月1日からの1ヶ月間、**通信販売等における送料を1件あたり最大1,000円まで市が負担する期間限定の販売促進キャンペーン**を実施します。

### ●事業の概要

#### 1. キャンペーン開催期間

令和2年5月1日（金）～5月31日（日） 1ヶ月間

#### 2. キャンペーンの内容

飛騨市民、飛騨市ファンクラブ会員又は飛騨市ファンクラブに入会の意思がある方が、市内事業者のネットショップや店舗において、送料無料や送料負担相当のお得な割引特典が受けられます。

本キャンペーン開催により、低迷した地域経済の活性化と新たな飛騨市ファンの獲得を目指します。

### ●実施方法

#### 1. キャンペーン参加事業者

4月17日から市ホームページ、SNS、飛騨市特産会等への募集要項の発信により、キャンペーン参加事業者を募集し24事業者からキャンペーン参加の応募がありました。

#### 2. 周知方法

キャンペーン内容、参加事業者の主力商品を掲載したリーフレットを作成し、市内新聞折込、区長回覧、全国4,000人を超える飛騨市ファンクラブ会員に広報します。

#### 3. 市の参加事業者への支援

- 注文を受けた商品の送料を1件あたり最大1,000円まで補助
- 個々の事業者へのネットショップ販売促進のための技術支援や、メディア等を活用した情報発信

#### 4. 参加事業者の責務

本キャンペーンにかかる市の支援が受けられる条件として、参加事業者には以下のことを実施していただきます。

- ・ ネットショップや実店舗において、市の支援をもとにしたキャンペーン期間限定の送料無料や割引等の特典を付与した商品販売を行うこと。
- ・ 事業者独自でも販売促進や飛騨市ファン獲得の広報を積極的に行うこと。
- ・ 市が作成する飛騨市ファンクラブや飛騨市の魅力を発信するチラシを商品発送時に同梱すること。
- ・ 週ごとに販売件数、販売状況等を報告すること。

【問合先】 飛騨市役所 地域振興課 0577-62-8904

政策  
V

インターネット等を活用した販売促進

## 飛騨市に來られないご家族・ご友人に 飛騨から愛を贈ろうキャンペーンの開催

仕事や学業で市外に住むご家族や親類の皆様が、ゴールデンウィークの帰省を自粛され、飛騨市に帰ってこられなくても飛騨市を感じてもらえるよう、市民がご家族等に特産品詰め合わせを贈るキャンペーンを、飛騨市と飛騨市観光協会の連携により実施します。

### ●実施方法

#### ○ 市特産品購入支援

飛騨市特産部会を持つ（一社）飛騨市観光協会が主体となり事業を実施します。

- 対象者 飛騨市出身者等を市外にもつ市民（特に帰省を悩んでいるご家族がいる市民）
- 事業内容
  - ・ 市内特産品詰め合わせパッケージ（3種類）を、市外に住むご家族等に贈るために市民が購入された場合、送料、箱代を全額支援します。
  - ・ 商品送付の際には、帰省を自粛された家族への気持ちを伝えるメッセージカードをお付けします。
- 申込方法 4月22日（水）に新聞折込のチラシに必要事項を記入し、市内金融機関において申込みと支払い
  - ※ 市内金融機関は飛騨農業協同組合、飛騨信用組合、高山信用金庫
  - ※ チラシは市役所観光課及び各振興事務所、金融機関にも設置
- 実施期間 令和2年4月22日（水）～5月30日（土）
- 発送日 令和2年4月30日（木）
  - ※4月28日までのお申込みまで、以降は順次発送となります。

【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463 または 飛騨市観光協会 0577-74-1192

## 政策

## 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化

## Ⅶ

## 市内事業者との連携による建物消毒体制の強化

全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、市内において万が一感染が発生した際、速やかな消毒対応を行えるよう市内事業者との連携により、**感染者の消毒作業費用の一部を支援**することで、感染の拡大を防ぎます。

## ● 制度の概要

## ○ 感染による消毒作業の支援

新型コロナウイルスの感染により消毒作業を行う場合に、作業を行う人手がないなどの事情により専門業者へ委託したいが、「どこへ頼めばよいのかわからない」「委託費用がかかる」などの不安を抱える市民や事業所に対し、市が消毒作業に関する協定を締結した専門事業所を斡旋し、作業の委託に係る費用を支援することで、消毒方法の確立と経済的負担の軽減を行い、消毒に対する安心感の醸成を図ります。

## ● 実施方法

## ① 消毒専門事業所の斡旋

防疫に関するノウハウを有する「一般社団法人岐阜県ペストコントロール協会」と消毒作業に関する協定を締結し、消毒作業の委託が必要な個人及び事業所に対し、市が専門事業所を斡旋します。

## ② 消毒作業委託費用の助成

消毒作業を委託した個人及び事業所に対し、作業の委託に係る費用の一部を補助します。

| 対象者 | 種 類          | 補助率                    |
|-----|--------------|------------------------|
| 個人  | 住宅（店舗兼用を含む）  | 実費負担額の2/3              |
| 事業所 | 社会福祉施設及び医療施設 | 実費負担額の10/10            |
|     | その他の事業施設     | 実費負担額の1/2<br>（上限額50万円） |